

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しましたので、下記のとおり公表します。

令和4年10月13日

経営管理部長

記

| | |
|---|--|
| 物品又は役務の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間 | (1) 山口県産業技術センター南西側斜面伐採等業務 (2) 山口県産業技術センター南西側斜面の樹木の伐採及び低木化剪定作業 (3) 令和4年10月頃 |
| 契約を締結した日 | 令和4年10月12日 |
| 契約の相手方の名称及び主たる事務所の所在地 | 主たる事務所：山口市大手町9-6 法人名称：特定非営利活動法人 山口県社会就労事業振興センター |
| 契約金額 | 264,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 契約の相手方を決定した理由 | 見積書を提出させる者の選定に係る基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。 |
| 問い合わせ先 | 住所：宇部市あすとびあ四丁目1番1号 所属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：0836-53-5050 |